

北海道バレーボール協会公認コーチ規程

(目 的)

第1条 この規程は、北海道バレーボール協会（以下「道協会」という。）規約第4条第5号に係る道協会コーチ（以下「道コーチ」という。）の公認等について必要な事項を定める。

(道コーチの任務)

第2条 道コーチは、道協会又は地区バレーボール協会（以下「地区協会」という。）が主催・主管・後援する講習会及び研修会の講師、並びに強化合宿の指導に当たる。

(道コーチの資格)

第3条 道コーチは、日本バレーボール協会が主催する大会の北海道予選大会及び道協会が主催する大会のベンチスタッフとして登録することができる。

(認定方法)

第4条 道コーチは、地区協会会長から推薦された者で、次の要件を満たす者を認定する。

- (1) 年齢が満18歳以上（講習会受講年度の4月1日現在）である者。
- (2) スポーツクラブ等においてバレーボールの指導に当たっている者又はこれから指導者を目指す者。
- (3) 道協会が公認した道コーチ認定講習会において所定の講習科目を習得した者。

(登 録)

第5条 指導普及委員会が審査のうえ道コーチを認定し、道協会に登録する。なお、登録された道コーチは、別表に定める登録料を道協会に納めなければならない。

(任 期)

第6条 道コーチの任期は2年とする。

(義 務)

第7条 道コーチは、指導普及委員会から研修会、講習会、強化合宿等の講師及び指導者として委嘱を受けた場合には、特別な理由がある場合を除き、その任に当たる義務を負うものとする。

2 道コーチは、指導者として常に研修に励み、バレーボール愛好者に信頼される人格の持ち主となるよう努め、バレーボールの普及・指導・強化に積極的に携わらなければならない。

(更 新)

第8条 道コーチは、第6条の任期が到来した時点で地区協会を通じて資格更新の手続きを行い、別表に定める更新料を道協会に納めなければならない。

2 指導普及委員会は、地区協会から提出された更新者一覧表と更新料の納入を確認して登録の更新を決定する。

(その他)

第9条 バレーボール指導者の公認制度に関する詳細は、道協会指導普及委員会において定めるものとする。

附 則

この規程は、平成24年3月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年7月27日から施行する。

別 表

資 格	登 録 料	更 新 料	更 新 年
北海道バレーボール協会 公認コーチ	3,200円 (登録カード代 1,200円含む)	2,000円	2年